

ご 連 絡

令和3年4月12日

〒300-2435 茨城県つくばみらい市筒戸1606
東日本高速道路株式会社 関東支社谷和原管理事務所 御中
(ご担当 吉田亨平 様)

つくば市代理人弁護士 戸賀崎 篤



拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当職は、つくば市（以下「依頼者」と言います。）の代理人として、貴社に対して、以下の通りご連絡を差し上げます。

- 1 令和2年1月29日未明、つくば市今泉地内において、同月28日から同月29日にかけて発生した大雨によって常磐自動車道下り線脇ののり面が崩落し、同日午前5時から4時間半にわたって常磐自動車道下り線が谷田部インターチェンジからつくばジャンクション間で通行止めとなった事故（以下「本件事故」と言います）に関しては、貴社から「のり面が崩壊したのは、つくば市道5-254号線の北側に敷設されている側溝（以下「本件側溝」と言います。）に土砂が蓄積して雨水が排水されない状況となっていたため、宅地や道路上に降った雨が側溝から排水されず、路面を伝わって常磐自動車道の敷地内に流れ込んだことが原因である」とのご指摘をいただきました。

本件事故の崩落現場においては過去にも小規模なのり面崩落が発生しており、平成30年9月5日には、貴社から本件側溝に堆積した土砂を撤去するように依頼を受けました。このときは、道路管理課職員が現地を確認し、側溝内に土砂が堆積している状況を確認しましたが、土砂の撤去作業は実施いたしませんでした。

このような経緯も踏まえ、依頼者は、本件事故の発生について依頼者に法的賠償義務があるかどうかを慎重に検討してまいりましたが、今般、法的賠償義務はないとの結論に至りました。

- 2 ご承知の通り、国家賠償法2条1項は「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」と規定し、いわゆる営造物責任を定めておりますが、本件側溝は依頼者が管理し公の用に供するものであることから同条項の「営造物」に該当し得るものであり、また本件側溝内に土砂が堆積し、雨水が排水されない状態となっていたため、同条項にいう「瑕疵」が存在していた可能性は否定できません。

しかしながら営造物責任は、設置者や管理者の過失の有無を問わない無過失責任ではあるものの、地震や洪水といった自然災害などの不可抗力によって生じた損害については賠償の対象にはならないと解されます。

この点、鑑定会社の鑑定書によれば、本件事故発生当時の降水量は、同月27日から同月29日にかけての連続降雨量が111.5ミリメートル、最大1時間降水量は26.5ミリメートル、最大10分間降水量は15.0ミリメートル（1時間換算90ミリメートル）に達しており、記録的な集中豪雨だったと言え、その降水量は自然災害を発生させるおそれのあるものだったと言えます。

加えて、営造物責任による賠償義務を肯定するには、営造物の瑕疵と損害発生との間に相当因果関係が存在することが必要であり、「営造物の瑕疵が存在しなければ損害は発生しなかった」という関係が存在する必要があります。

すると、本件で相当因果関係を肯定するには、「本件側溝に土砂が堆積していなければり面の崩落は発生しなかった」という事実の確認が必要となりますが、本件事故当日の記録的な降水量を考えると、本件側溝に土砂が堆積していなかったとしても側溝から雨水があふれ、路面を伝わって常磐自動車道の敷地内に流れ込んでいた可能性は極めて高く、土砂の堆積がなかったとしてもり面の崩落が

発生していた可能性があるため、上記事実の確認はできないと考えます。

以上によれば、本件事故は記録的な集中豪雨によって発生したものであって、その損害は自然災害による不可抗力のものであったと言えますし、本件側溝内の土砂堆積とのり面崩落との間の相当因果関係が証明されていないことから、依頼者に営造物責任による法的賠償義務はないと判断しました。

3 以上の内容について、当職と依頼者の担当者が貴社を訪問し、直接ご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお依頼者は、令和2年1月29日から同年2月1日までの4日間に本件側溝の土砂撤去作業を行い、土砂の撤去を完了させております。今後も、周辺施設の適正な維持管理に万全を期す方針ですので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

同封書類 見解書（常磐自動車道下り車線「法面」崩落「責任の所在」について）